

営計画(案)」への意見を募集 上尾 市 伊奈町広域消防運

775-1500 775-2230

民に、

より良い消防サービスを提供

上尾市と伊奈町では、

両市町の住

ます。 して、 **期間**]7月1日氫~31日回 の案がまとまりましたので、 できるよう消防広域化の協議を行 個人が特定できる箇所を除き、 見などの取り扱い】内容を検討し、策 学の人、 します。 課、各消防署・分署、市役所1階情 メント制度に基づき、意見を募集し 営計画」を策定します。 このたび、 指して「上尾市・伊奈町広域消防運 します。 と市の回答を市ホームページで公表 定の参考とする 定資産を有する人、利害関係者 公民館 報公開コーナー、各支所・出張所・ (案)・意見書の設置場所]消防総務 【**提出方法**】 意見書に必要事項を記入 令和5年4月1日出の実現を目 直接か郵送(7月31日消印有 【計画(案)の公表・意見募集 市内に事務所・事業所・固 ※市ホームページにも掲載 個別には回答しません。 対市内に在住・在勤・在 ※住所・氏名など 市民コ 計画 意見 意

s581000@city.ageo.lg.jp) <

指定管理者を募集 コミュニティセンターの

す。 令和5年4月1日~令和10年3月31 令和5年3月31日鐵で終了します。 ※詳しくは、募集要項をご覧ください 必要事項を記入して、8月22日例~ ホームページからダウンロード)に 者(法人その他の団体)を募集しま 日の施設の管理運営を行う指定管理 26日 金に直接、市民協働推進課 現在の指定管理期間(2年間)が 申申請書(7月1日)以降に市

の指定管理者を募集 市民体育館・ 平塚サッカー場

特別児童扶養手当の申請

障害福祉課

ਰ੍ਹ ※詳しくは、 29日 金に直接、 3月31日の管理運営を行う指定管理 的に、令和5年4月1日~令和10年 必要事項を記入して、 ホームページからダウンロード)に 者(法人その他の団体)を募集しま ſĴ 利用サービスのさらなる向上を目 申申請書(7月1日)以降に市 募集要項をご覧くださ スポー 7月28日休 ツ振興課

総務課(〒32-0013上尾村53、

効) またはファクス、

Х

、―ルで消防

伊奈広域ごみ処理 0

環境政策課 **11775-6925** • FAX 775-9872

西貝塚環境センターが稼働開始から20年以上経過し老朽化しているた め、平成30年度に「上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関す 意書|を締結し、現在、伊奈町と一部事務組合の設立に向けて、 進めています。今後は、 令和15年度の新施設稼動に向けて下図のと 事業を進める予定です。なお、 新施設の供用開始時には、 分別が必要となるため、 討しています。

新たなごみ処理施設の建設と分別収集体制スケジュール 分別区分・排出方法の 決定 住民説明会の実施 分別区分など の住民周知 広報・周知 本格 実施 新たな分別区分の暫定的 実施 新たな分別区分の本格実 計画・調査など 供用開始 ごみ処理施設 の建設 建設工事 ※事業の進捗や社会情勢などにより、変動することがあります。

当する20歳未満の子ども(施設入所 いる人に支給される手当です。 限あり)①身体障害者手帳1~3 している父母または養育者(所得制 者・公的年金受給者を除く)を監護 おおむね次の①~③のいずれかに該 一定の障害のある子どもを育てて

T775-5123 776-8872 対 くは、 判定がA・A・Bである ださい 度/3万4、900円 害などで①②と同程度である の内科的疾患がある 級 日だけです。 給月額】重度/5万2、400円、 へ問い合わせてく ・ 4 級の 一 障害福祉課 詳し 部の障害、 ②療育手帳の 申請書 ※申請 または重度 ③精神障

ば平

芰 ф

令和5年4月採用予定

市職員を募

職員課

11775-5112 FAX 775-9819

【試験内容】

面接試験の他、活字印刷文 による教養試験・専門試験 (職種による)・適性検査など を行います。

【第1次試験日(面接試験)】

8月18日(木)~20日(土) ※日 時は申込締切後、個別にお知 らせします。合格者は第2次 試験として9月18日(日)に筆記 試験を行います。高等学校卒 業見込者は、試験日程などが 異なるので受験案内で確認し てください。

【職種・採用予定人数】

職種	人数
一般事務	10人程度
一般事務(障害者)	1人
土木	4人
建築	1人
機械	1人
保育士	7人
栄養士	1人
消防士	15人
学校給食調理員	2人

【申込方法】

7月29日金17時までに、市ホームページから電子申請 子申請が困難な場合は、7月22日魵までに職員課に連絡してく ださい。 ※受験資格など詳しくは、受験案内(職員課、各支所・ 出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロード も可)をご覧ください。消防士、学校給食調理員は申し込み方 法などが異なるので市ホームページで確認してください。

す。 |定保健指導利用券|を郵 健 .康について一緒に考えま. 送 L

に支給される傷病手当金の適用期

9月30日

出まで延長されました。

に感染して、

仕事を休んだ場合など

特定保健 管理栄養士などと自 合った目標を立て、 取り組みます。 医指導の の 対象とな 特定健診を受けて 生活習慣の改善 一分の生活に見 人に ま

> \mathcal{O} 期

加入者で、

る危険

度に応じて、

医師、

保健師、

特定保健指導は、

生活習慣病に

級775-9827

病手当金の期間 延長 療

保険年金課(国保給付担当)[2]782-6 (高齢者医療担当) 囮775−5125 8

いる被保険者が新型コロナウイ 高齢者医療制度 健康 給与の支払い 保険 (国保) (後期高齢者医 ま たは県 を受けて 療

市

国民

最新情報は市ホームページをご覧ください。

接種費用無料



市ホームページ

■健康増進課

11. 774–1411 • **11.** 776–7355

■市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター Ⅲ0570-002-203(毎日9~17時)

追加接種(4回目接種)情報

新型コロナワクチンを3回接種した60歳以上の人に順次接種券を送付します。 ※4回目接種を受けるためには、3回目接 種から5カ月以上経過している必要があります。

基礎疾患がある18~59歳の人などの接種

1・2回目接種の際に基礎疾患などがあると申請をした人には、前回の申請に基づ き接種券を送付します。4回目接種から新たに希望する人は、申請が必要です。 💆 基礎疾患がある人など 田市ホームページの入力フォームへ入力またはコールセン ターに電話か申請書(東・西保健センター、市役所1階、各支所・ 出張所にある) に必要事項を記入して、直接か郵送またはファクス で西保健センター(〒362-0074春日2-10-33)へ

接種券発送スケジュール 4回日接種券発送日 1月27日まで 6月27日まで 1月28日~2月4日 7月4日(月) 2月5~11日 7月11日(月) 2月12~19日 7月19日(火) 2月20~25日 7月25日(月) 市ホームページ 以降も同様に1週間ごとに発送します。

該当する基礎疾患など

次の①~⑭の病気や状態の人で、通院中または入院中の人 ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病(高血圧慢性の肝臓病(肝硬変など) ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病 ①慢性の呼吸器の病気 ②慢性の心臓病(高血圧を含む) ③慢性の腎臓病 ⑥血液の病気(鉄欠乏性貧血を ②免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む) ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受 けている ③免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など) 体異常 ②重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態) ③睡眠時無呼吸症候群 ④重い精神疾患(精神疾患の治療の ため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療〈精神通院医療〉で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的 障害(療育手帳を所持している場合) ※⑭に該当する人で手帳を所持している人は通院または入院していない場合も対象です

⑤基準 (BM I 30以上) を満たす肥満の人

※BMIの計算方法 BMI=体重kg÷(身長m)² ※BMIが30の目安:(1)身長170cmで体重87kg (2)身長160cmで体重77kg 60その他重症化リスクが高いと医師が認める人

問い合

健康被害 西保健センター

救済制度 @774-1411(平日8時30分~17時)

ワクチン全般 厚生力圏目を11.7.7.1 (毎日9~21時) 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

定定量

ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの人などに接種を強制することや、接種の有無で差別的な扱いをすることのないようお願いします。

習費用・金額 ※記載のないものは「無料」

間とき 励ところ 内内容 象校区 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

問問い合わせ

保険年金課

保 後期高齢者 医

持ち物

納税通知書を郵送 国民健康保険税

り税率の改正を行いました。 また、令和4年度から、**左表**のとお 月上旬に世帯主宛てに郵送します。 通知書兼更正(決定)通知書」を、 · 令和 4 年度国民健康保険税 国民健康保険に加入している人に 納税 7

以止後の优学』				
			所得割	均等割
医	療	分	6.8%	28,000円
支	援金	分	2.0%	11,000円
介	護	分	2.1%	15,000円
合		計	10.9%	54,000円

【改正後の税率】

通知書を郵送 後期高齢者医療保険料額納入

医療保険料額の決定通知書兼納入通 世帯主の所得に応じて算定します 住民税の確定後に、 (本算定)。 後期高齢者医療保険料は、 令和4年度の後期高齢者 被保険者本人と 毎年、

支援課に問い合わせてください。

によって異なります。

事前に子ども

शです。年間の保険料の限度額は66
 4万4、170円、 玉県の保険料率は、 計算します。保険料率は、2年ごと 万円です。 に改定があり、令和4・5年度の埼 応じて負担する[所得割額]の合計で しく負担する「均等割額」と、所得に されます。保険料額は被保険者が等 知書は、7月上旬に郵送します。 保険料は、全ての被保険者に賦課 所得割率8・38 均等割額(年額)

第十一回戦没者等の遺族に対 する特別弔慰金

■児童扶養手当

給権を取得 没者遺族等援護法による弔慰金の受 先順位の遺族1人 戦没者などの妻や父母などがいない 護法による遺族年金」などを受ける 令和2年4月1日までに戦傷病者戦 支給法上の「戦没者等の遺族」のうち ③戦没者の遺族に対する特別弔慰金 扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援 4月1日時点で「恩給法による公務 などの死亡当時の遺族 手続きをお願いします。 和5年3月31日金までです。早めに ~③の全てに該当する人 ①戦没者 第十一回特別弔慰金の請求は、 ②戦没者などの子 【支給の順位]⑴ ② 令 和 2 年 対次の①

31日まで せてください。 ※詳しくは、 記名国債 自直接、

児童扶養手当の申請 ひとり親家庭等医療費の助成

■ひとり親家庭等医療費

母が裁判所からドメスティックバイ 児童(一定の障害がある児童の場合 18歳の誕生日の属する年度末までの 児童を育成している家庭の生活の安 年以上遺棄されている ⑤父または 害の状態にある 者(所得制限など一定の要件あり) 育している父または母もしくは養育 は20歳未満まで)を監督・保護・養 ね次の①~⑦のいずれかに該当し. を図るための制度です。 図おおむ 定と自立を助け、児童の福祉の増進 死亡した ③父または母が重度の障 ①父母が離婚した 父または母と生計を別にしている ④父または母に1 ②父または母が

弟姉妹 41~3以外の戦没者など 戦没者などの父母、孫、 以上の生計関係を有していた人 没者などの死亡時まで引き続き1年 の三親等内の親族(甥、姪など)で戦 祖父母、 兄 ⑥父または母が法令により1年以上 ず出産した 拘禁されている オレンス(DV)保護命令を受けた

【支給額】左表のとおり ⑦母が婚姻によら

【支給内容】額面25万円、5年償還の 【請求期間】令和5年3月 福祉総務課へ問い合わ 福祉総務課へ

【支給額(月額)】

児童数 全部支給 部支給 43,060~10,160円 1人 43,070円 10,160~5,090円 2人 10,170円 3人以上 6,100円 6,090~3,050円

申請に必要な書類は、 手当とひとり親家庭等医療費助成の 標準負担額の2分の1 制度の自己負担額と入院時食事療養 成額]入院・外来などの各医療保険 受給資格者(前記①~⑦に該当する ずれかに該当する人(所得制限や年 ための制度です。 立を支援し、その福祉の増進を図る または母もしくは養育者と児童 齢要件などあり)/⑴児童扶養手当 ひとり親家庭などの生活の安定と自 医療費の一部を支給することで、 ②①以外のひとり親家庭の父 対次の(1/2)のい 申請者の状況 ※児童扶養



夏の風物詩

毎年、この時期になると、JR上尾駅やJR北 上尾駅周辺のプランターに色とりどりの花が咲い ています。

これは「花いっぱい運動」という活動で、ボラン ティアの皆さまが植えてくださったものです。私 も参加させていただき、土の掘り方や、苗の植え 方を丁寧に教わりながら、ハワイや沖縄など熱い 地域で咲く花として有名な「ハイビスカス」と、夏 の太陽の下でも、元気に咲いてくれるかわいらし い色合いの「ポーチュラカ」を植えました。久しぶ りの開催ということもあり、参加された皆さまの うれしそうに植え込み作業をしている姿が印象に 残りました。

市の顔となる駅周辺を花で飾ることは、明るさ と憩いを与えてくれています。車窓からも見るこ



ハイビスカスの植え込み

とができますので、その華やかさに、市民の皆さ まはもちろん、多くの来訪者に、大変喜んでいた だいています。

どちらの花も、これから暑い夏に向け、季節が 感じられる花として鮮やかに咲き誇ると思います ので、ぜひ、皆さまもゆっくりご覧になってみて ください。

今年は、各種イベントが徐々に再開され、上尾 を代表する夏の風物詩「上尾夏まつり」も3年ぶり に開催されます。心待ちにされていた皆さまも多 いと思います。体調管理に十分留意いただき、マ スクの着用や、こまめな手指消毒など感染対策を して楽しみましょう。

毒岛山 稔

金婚式典・ダイヤモンド婚式典

金婚(結婚50年)とダイヤモンド婚(結婚60年)の夫 10月15日(出11~13時(開場/10時30分~) ※申込者 数により午前・午後の2部制となる場合があります。 励文化センター 図4月1日から届出書を提出する日 まで、夫婦共に引き続き市内に住所があり次の(1)(2) のいずれかに該当する夫婦 (1)金婚/昭和47年中に 結婚した (2)ダイヤモンド婚/昭和37年中に結婚し た ※結婚記念日(入籍日、結婚式など)としている 日付が対象年中であれば対象です。証明書などは不 要です。 ※過去に対象となっていて、まだ届け出 をしていない夫婦も対象です。 甲金婚・ダイヤモ ンド婚事業対象者届出書(高齢介護課、各支所・出 張所にある。市ホームページからダウンロードも可) に必要事項を記入して、8月12日 金までに直接か郵 送またはファクスで高齢介護課(〒362-8501本町3-1-1)か、直接各支所・出張所へ ※送迎バスの利 用を希望する人は、「送迎バス利用申込書」も提出し てください。バス停留所は**右表**のとおりです。バス の利用は先着順のため、満席の場合は利用できませ

高齢介護課 III775-5124 · M 776-8872

持ち物

「反応ハク庁田川」				
	東側停留所	西 側 停 留 所		
①原市・瓦葺便	原市五区公民館前	大谷支所		
	原市集会所	大 らぽーる上尾入口		
	尾山台出張所	3 ちぽーる上尾入口 谷 平方支所		
	瓦葺保育所前	平 西上尾第二団地		
	原市団地北口	平 西上尾第二団地 方 (ロータリー) 便 立(セカンタ		
	沼南駅前	文化センター		
	(駅ロータリー)			
	上新町	西消防署前		
	文化センター	西上尾第一団地		
	L卿佳仝正	(ロータリー) 大 (ロータリー) 浅間台大公園		
	上郷集会所	 		
	しらこばと保育所前			
2	出荷所前	(北側バックネット付近)		
②上平便	(菅谷1丁目)	井戸木広場		
便	上平支所	文化センター		
	東部浄水場南	※時刻は申込者へ通知します。停留		
	文化センター	】所・運行ルートは、申し込み状況によ 」り変更します。帰りのバスは、式典終		
	7後に文化センターから出発します。			

賀費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 間とき 内内容 象校区 励ところ 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

h.

納付猶予制度国民年金保険料免除制度

保険年金課 12775-9827

を申請してください。
「保険料免除制度」や「納付猶予制度」
保険料の納付が免除・猶予になる
料を納付することが困難な場合は、
料を納付することが困難な場合は、

保険料免除制度

年の所得が一定額以下 所得が一定額以下 ⑦矯正施設に入所している人で、 の障害者または寡婦(夫)で、前年の 助などを受けている 年の所得が一定額以下(②天災や失 のいずれかに該当する人(学生を除 免除]と保険料の一部が免除される 生活保護法による生活扶助以外の扶 業などにより納付が著しく困難 く) ①本人・配偶者・世帯主の前 1免除」があります。 「4分の3免除」「半額免除」「4分の 保険料の全額が免除される[全額 原子力発電所の事故に伴う被災 ⑥特別障害給付金を受けている ⑤東京電力福島 対次の①~⑦ ④地方税法上 3

要です。

-納付猶予制度

記の②~⑦に該当する人の所得が一定額以下の人、または前図5歳未満で、本人・配偶者の前年

■共通事項

まで 間になる (2)障害・遺族基礎年金の受給対象期 年金番号通知書、 ができる物)、年金手帳または基礎 の2年1カ月前から令和5年6月分 ません。 猶予制度は、 (3)年金額に一 ない月は「未納期間」になり れた場合、 年金の受給に必要な期間に含まれる 失業の場合 格者証や離職票の写し(申請理由が と自動車運転免許証などの本人確認 査の対象でない人は、 または各支所・出張所へ は記載事項に変更がない通知カード 【承認の効果】①承認期間は老齢基礎 間マイナンバーカード(また 【申請できる期間】申請日 免除後の保険料を納付し ※保険料の一部を免除さ 年金額への反映はあり 部反映される 直接、 雇用保険の受給資 毎年申請が必 保険年金課 ※継続審 **※**納付 ます。

●追納 承認期間の保険料は10年まのでさかのぼって納付できます。 ※でさかのぼって納付できます。 ※

特別給付金

▶低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の子育て世帯分)

子ども支援課 2775-5120 2774-5342

低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給し ※出生などを除き、すでにひとり親世帯分の給 付金を受け取っている人は対象外です。 ※税が未申告 の場合は、支給対象にならない可能性があります。 令和4年度分の住民税均等割が非課税で、次の①~⑤の いずれかに該当する人 ①令和4年4月分の児童手当また は特別児童扶養手当受給者 ②令和4年4月1日~令和5年 2月28日に出生、または新たに児童を養育して児童手当 の認定を受けた(国内転入などを除く) ③令和4年5月~ 令和5年3月分の特別児童扶養手当の認定を受けた 和4年3月末時点で平成16年4月2日~平成19年4月1日生ま れの児童だけを養育しているまたは令和4年4月1日以降 に新たに当該児童を養育した ⑤公務員で令和4年4月分 ※ドメスティックバイオレンス の児童手当受給者 (DV)被害で避難している人は子ども支援課に相談して 【支給額】対象児童1人につき5万円

日】審査終了後に随時支給 日①~③/申請不要 ④⑤/申請書(子ども支援課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送で子ども支援課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※①~⑤のいずれかに該当する新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税相当と認められる人も対象となります。※低所得のひとり親世帯分の給付金については、市ホームページをご覧ください。

▶住民税非課税世帯等臨時特別給付金

住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター 1775-3548 (平日9~17時)

令和4年度住民税非課税世帯などに対して1世帯当たり10万円を給付します。 図次の①②のいずれかの世帯①令和4年6月1日時点で世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税 ②令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が急変し、世帯全員の年収見込額が、住民税均等割非課税水準以下 ※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている場合は対象外です。 国①届いた確認書を返送 ②直接、受付窓口(7月22日)金まで市役所納税課前、7月25日月から1階101会議室)へ ※詳しくは、市ホームページをご覧いただくか、コールセンターへ問い合わせてください。

伴う介護保険料の減免

高齢介護課

T775-5127

776-8872

新型コロナウイルス感染症に

町 3-1

1

郵送で高齢介護課(〒32-8501本

事項を記入し、

関係書類を添えて、

をご覧ください。

即申請書に必要

で収入が減少したことなどにより介

新型コロナウイルス感染症の影響

更新申請 介護保険負担限度額認定の

高齢介護課 T775-6473

型コロナウイルス感染症により世帯

免を受けることができます。 護保険料の納付が困難な場合は、

対新 減

介護保険施設サービスと 776-8872

得要件などの条件に当てはまる人 請が必要です。 日田で有効期限が切れるため、 の1日から適用になります。 続き認定を希望する場合は、 現在認定を受けている人は、 費と居住費の負担が軽減されます。 なる人は、 介護認定・要支援認定のある人で所 短期入所サービスを利用する際、 介護保険負担限度額認定の対象に ※申請日を含む月 再度申 7 月 31 引き 対要

間に納期限が到来するもの どに係る所得以外の前年の所得の合 賠償などにより補填されるべき金額 のいずれかの減少額(保険金、 ど(不動産収入、 重篤な傷病を負った ずれかに該当する人 額①免除 4年4月1日~令和5年3月31日の 計額が40万円以下 を控除した額)が前年の10分の3以 ②の全てに該当する 入など)の減少が見込まれ、 の主たる生計中心者が次の①②のい (2)減少が見込まれる事業収入な ②計算により減額また Ш 林収入、 【減免対象】令和 ①死亡または ②事業収入な (1)事業収入等 次 の (1) 給与収 【減免 損害



健康保険証の利用申し込みと 口座の登録による

行政経営課 **1775-3963** M776-8873

ポイ 始

ます。

※詳しくは、

更新申請案内

でに更新申請案内と申請書を郵送. 定を受けている人には、7月上旬ま ※令和3年8月~令和4年5月に認

は免除 ※詳しくは、

高齢介護課に

い合わせてください

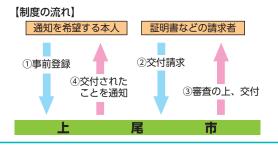
マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みと 公金受取口座の登録によるマイナポイント(各7,500円相当) の申し込みが、6月30日休(システムメンテナンスにより開始 時間は未定)から開始されます。 209月30日 金までにマイナ ンバーカードを交付申請した人(既に持っている人も含む)

●マイナポイント予約・申込支援ブース 間令和5年2月28日 (火までの月)~仕)8時30分~17時(6月25日仕)~29日(水)、システ ムメンテナンス日、閉庁日を除く) 面市役所1階市民ホール 日マイナンバーカード、利用者証明用パスワード(4桁)、申 し込みをする決済サービス事業者が指定する決済サービス I Dとセキュリティコード、公金受取口座として登録する金 融機関名・店舗名・預貯金種別・□座番号・□座名義人氏名 ※マイナポイントの申し込みが可能な決済サー ビスは、総務省マイナポイント特設サイト(Phttps://myn umbercard.point.soumu.go.jp/)をご覧ください。 済サービスによっては、マイナポイント申し込み前に事前登 録が必要です。事前登録は支援ブースでは行えません。

通知制度

市民課 TEI 775-5128 • FM 775-9827

住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者 に交付した場合、事前に登録している人に交付年 月日、種類、交付通数、交付請求者の種別を郵送 でお知らせします。登録をすることで、身元調査 など人権侵害の未然防止や委任状の偽造・不正取 得の抑止につながります。 図住民基本台帳に登 録されているか、戸籍に記載されている人 請書(市民課、各支所・出張所にある。市ホーム -ジからダウンロードも可) に必要事項を記入 し、本人確認ができる物を用意して直接または郵 送で市民課(〒362-8501本町3-1-1)か、各支所・ 出張所へ ※郵送の場合は、本人確認ができる物 の写しを同封してください。



聞とき 内内容 励ところ 象校区 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 **費**用・金額 ※記載のないものは「無料」

問問い合わせ

定定員

持ち物

3geo 広報あげお 2022.7 No. 1060

新型コ 国民年金保険料の免除 ロナ感染症に伴う

んきん加入者ダイヤル 775-9827

新型コロナウイルス感染症の影響 E0570-003-004 E 652-3399

または大宮年金

保険年金課

は基礎年金番号通知書、

所得見込額

内容を明らかにできる物

カードと自動車運 人確認ができる物)、

転免許証

などの本

年

-金手帳また

(または記載事項に変更が

通知

年6月分

間マイ

ナンバ

な

力

間】申請日の2年1カ月前

~ 令

和5

わせてください。

【申請できる期

制度があります。詳しくは、

※学生納付特例についても、

金課または大宮年金事務所

へ問い合 保険年 同様の

新型コロナウイルス感染症の影響(収入減少、死亡・重篤な傷病) による国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

年12月の所得見込額が一定額以下

入が減少 ②令和2年2月~令和 2年2月以降に、感染症の影響で収 に準ずる者と認められる人

失業や事業の休廃止など

保険年金課(国保資格・課税)

合があります。

対次の①②の全て

保険料の納付が免除・猶予となる場

で所得が減少した人は、

申請により

11 1782–6471

(高齢者医療)

11775-5125

FAX 775-9827

🛂新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の世帯主(主たる生計維持者)が次の①②の いずれかに該当する世帯 ①死亡、または重篤な傷病(ICUに入院した、またはECMO・人工呼吸器を使 用した)を負った ②収入減少が見込まれ、次の(1)~(3)の全てに該当する (1)事業・不動産・山林・給与収入 のうち、いずれかの収入額が、前年(令和3年)に比べて10分の3以上減少する見込み (2)前年の所得の合計額が 1,000万円以下 (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下 ※解雇や雇い 止めなどにより、非自発的失業者に係る軽減制度の対象となる場合には、今回の減免と併用して適用できない 場合があります。

【減免対象】令和4年度分で、納期限(年金天引きの場合には年金の支払日)が4月1日~令和5年3月31日巤に設定 されている保険税・料 【減免額】①全額 ②減免対象保険税・料額(A×B÷C)に減免割合(下表参照)をかけ た金額 ※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合の減免割合は、前年の合計所得金額に関わらず、 減免対象保険税・料額の全部となります。

【図】

A:世帯の被保険者全員について算定し た保険税・料額

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見 込まれる収入に係る前年の所得額

C: 主たる生計維持者と世帯の被保険者 全員の前年の合計所得金額

【表】

主たる生計維持者の前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の前年合計所得金額に応じて決まります。

【必要書類】①医師による死亡診断書または診断書などの写し ②収入減少の根拠になる収入の分かる物(給与 明細書、預金通帳、帳簿など) の写し、廃業等届出書や離職証明書など (新型コロナウイルス感染症の影響で事 業の廃業や失業をした場合)、確定申告書類の控えの写し **田減免申請書**(保険年金課にある。市ホームページ からダウンロードも可)、**減免に係る申告書**(国保だけ)、**収入状況報告書**(後期だけ)に必要事項を記入し、必 要書類を添えて、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ 【申請期間】国民健康保険税納税 通知書・後期高齢者医療保険料額納入通知書が届いてから、納期限日まで ※令和3年分の所得が未申告の場 合は、確定申告または住民税申告が必要です。 ※詳しくは、保険年金課に問い合わせてください。

万以上48万円未満

1割負担

人が2人以上いる世帯で36 万以上34万円未満または65

(4) 歳 Ó

ず

れかに該当する人

入とその

他の合計所得金額の合計

手身で285 以上の

計所得金額が∞万円以上で、

年金収

いる世帯で34万円以上

②本人の合

③生活保護受給者

(4) 3 割

②65歳以上で市民税非課

T776-8872

提示してください。 支援専門員(ケアマネジャ が記載されているので、 介護保険サービス利用時の負担割合 うぐ 8月以降の介護保険負担 いす色)を郵 介護認定などを受け 【負担割合】 担当の介護 送)に必ず

65歳以上の人に

介護保険料納入通知書を郵送

以上または65歳以上の人が2人以上

台計所得金額の合計が単身で巡万円

20万円未満で、

年金収入とその他

次の①②のいずれかに該当する人 世帯で49万円以上の人 2割負担

本人の合計所得金額が個万円以上

所得金額の合計が単身で39万円以上

または65歳以上の人が2人以上い

円以上で、

年金収入とその他の合計

割負担/本人の合計所得金額が200

高齢介護課 **11775-5127** M776-8872

65歳以上(第1号被保険者)の人に「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。 介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)があり、年額18万円以上の年 金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)を受給している人は、原則として年金天引きとなります。 具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齢介護課に相談してください。なお 40~64歳の人(第2号被保険者)は、加入している健康保険の保険料(税)と一緒に納めることになっています。詳 しくは下表を参照してください。

【介護保険料の納付方法】

第1号被保険者	第2号被保険者
(65歳以上)	(40~64歳)
年金天引き・口座振替・ 納付書による納付	健康保険料(税)と合わせて納付

※第1号被保険者は高齢介護課へ、第2号被保険者は加 入している健康保険組合へ問い合わせてください。



■介護保険料Q&A

- Q 介護保険料は、納めなければなりません か?
- A 介護保険制度では、40歳以上の全ての人 が介護保険料を納めることになっていま す。皆さんが負担する介護保険料は、介 護保険事業を運営する大切な財源です。 介護が必要となったときに安心して介護 サービスを利用するためにも介護保険料 の納付は大切です。滞納すると、介護サー ビス利用時に給付を制限することがある ので注意してください。

- 介護保険料はどのように決定されますか?
- 前年の本人の所得や世帯の市民税課税状況により決 定しています。 ※詳しくは、介護保険料納入通知 書または同封のしおりをご覧ください。
- Q 年度の途中で介護保険料が上がる(下がる)のはなぜ ですか?
- 年金天引きの場合、年6回(偶数月)の納付ですが、当 該年度の介護保険料(年額)の決定が7月のため、原 則として前半の3回(4・6・8月)は前年度の2月と同 額が「仮徴収額」となります。

7月に介護保険料(年額)が決定した後、納付済みの 「仮徴収額」を差し引いた、残りの介護保険料を後半 の3回(10・12・翌年2月)もしくは4回(8・10・12・ 翌年2月)で調整します。そのため、前年度に比べて 介護保険料(年額)が変更となった人や前年度の6月 または8月から年金天引きが開始された人などは、当 該年度の前半と後半で年金天引き額が異なる場合が あります。

- Q 年金天引きされていますが、口座振替に変更するに はどうすればいいですか?
- 介護保険料が年金天引きになっている人は、口座振 替に変更することはできません。国民健康保険税や 後期高齢者医療保険料と異なるので、注意してくだ さい。

内内容 間とき 励ところ 象校区 問問い合わせ

申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

習費用・金額 ※記載のないものは「無料」

定定員

持ち物

請 度 適 認 定 証 限 額 用 申

保険年金課(給付) 2782-6481 (高齢者医療)

11775-5125 FAX 775-9827

月ごとの医療費(差額ベッド代などの自費負担額を除く)の額が自己負担限度額を超えた場合に、「限度額適 用認定証」を提示すると、医療機関での支払いが限度額までになります。 ※限度額は世帯の所得状況に応じて 異なります。

■国民健康保険加入者

図次の①②のいずれかの人 ①70歳未満 ②70歳以上で住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分 目来庁者の 本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分 かる物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証兼高齢受給者証が限度額 適用認定証と同様の効力があるため申請は不要です。 ※国民健康保険税を滞納していると交付されません。別 世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。各支所・出張所で、申請・交付はできません。

○更新手続き○

既に認定証を持っている人は、認定証の有効期限が7月31日印です。更新手続きは7月1日)のら受け付けま す。

■後期高齢者医療制度加入者

囫住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分の人 ※事前に電話で対象者か確認することができます。 📵来庁 者と被保険者本人の本人確認ができる物(顔写真付きの物は1点、それ以外は2点)、本人のマイナンバーが分か る物を用意して直接、保険年金課へ ※現役並みⅢと一般区分の人は、被保険者証が限度額適用認定証と同様 の効力があるため申請は不要です。 ※同一世帯内に収入がない人や扶養親族として申告している人で、住民 税申告をしていない人がいる場合は申告が必要です。各支所・出張所で、申請・交付はできません。

○更新手続き○

認定証は毎年8月1日に更新となります。既に発行され、交付要件を満たす人は新しい認定証を7月下旬に郵 送します。

【限度額適用認定証を提示した場合の自己負担限度額】

(70歳未満)

(70歳以上と後期高齢者医療制度加入者)

区分*1	限度額	入院時 食事代 (1食当たり)
ア所得901万円 超	252,600円 + (医療費-842,000円)×1%	
イ所得600万円 超901万円以 下	167, 400円 + (医療費-558, 000円)×1%	460 00*2
ウ所得210万円 超600万円以 下	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%	460円**2
工所得210万円 以下	57,600円	
才住民税非課税 世帯	35, 400円	210円*3

区分	外来限度額	入院限度額	入院時 食事代 (1食当たり)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上 (認定証は不要)	252,600円 + (医療費-842,000円)×1%		
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円 + (医療費-558,000円)×1%		460 00*2
現役並み I 課税所得145万円以上 380万円未満	80, 100円 + (医療費-267, 000円)×1%		460円**2
一般 課税所得145万円未満等 (認定証は不要)	18,000円	57,600円	
低所得者Ⅱ*4	0 000	24,600円	210円**3
低所得者 I **5	8,000円	15,000円	100円

- ※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。
- ※2 住民税非課税世帯に属する人でも、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示しなかった場合、食事代が460円となり ます。
- 入院日数が90日を超えた後は、申請により160円になる場合があります。 **%**3
- ※4 (国保)同じ世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者I以外の人。 (後期)同じ世帯の全員が住民税非課税である世帯の人で、低所得者 I 以外の人。
- (国保)同じ世帯の世帯主および国保被保険者の全員が住民税非課税で、その全員の所得が0円である世帯の人。 (後期)同じ世帯の全員が住民税非課税で、その全員の所得が0円である世帯の人 ※(国保)(後期)のいずれも年金の所 得は控除額を80万円として計算、給与所得は給与所得控除に加え10万円を控除した額です。

後期高齢者医療制度

FAX 775-9827 (高齢者医療) 県後期高齢者医療広域連合 窓口負担割合見直しに伴い新保険証を2回郵送 コールセンター 0120-085-950 (平日8:30~17:15(11月30日(水)まで〉)

今年度は窓口負担割合の見直しのため、被保険者全員に2回保険証を簡易書留で郵送します。【1回目】7月中旬 ~下旬/8月1日月)~9月30日 金有効の保険証 【2回目】9月中旬~下旬/10月1日出~令和5年7月31日月有効の保険証 ※一部の人は有効期限が異なります。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却する か、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。世帯の窓口負担割合は、75歳 以上の人*1の令和3年中の課税所得*2や年金収入*3をもとに、世帯単位で判定します。(表1・図1参照)。 現役 並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が適用されています(表2参照)。令和4年からは申請 書の提出は不要です。

【表1】9月30日までの窓口負担割合の 判定

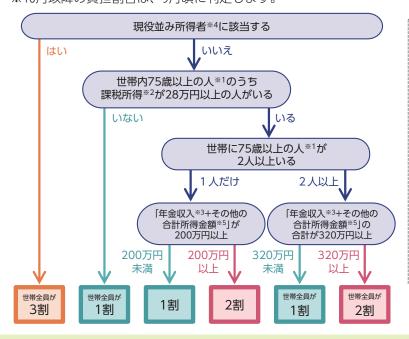
令和4年度住民税課税所得	窓口負担の 割合
同じ世帯の被保険者全員 が145万円未満	1割
同じ世帯の被保険者のいずれかが145万円以上	3割(現役並 み所得者)

【表2】現役並所得者の窓口負担割合の再判定基準

世帯の状況	必要経費などを差し引	窓口負担の割合		
	く前の収入額の合計	(9月30日まで)	(10月1日から)	
被保険者が2人以 上	被保険者の収入額合計 が520万円未満			
被保険者が1人	383万円未満	 1割	2割もしくは1割	
被保険者が1人(同一世帯内に70~74	他の世帯員(70~74歳の人)を含めた収入が520	l el	2刮00~161刮	
歳の人がいる)	万円未満			

【図1】10月1日からの窓口負担割合の判定

※10月以降の負担割合は、9月頃に判定します。



※1 75歳以上の人、65~74歳で一定の 障害の状態にあると広域連合から認定を 受けた人です。

保険年金課 〒775-5125

- ※2 課税所得とは住民税納税通知書の 「課税標準」の額(前年の収入から、給与 所得控除や公的年金等控除、所得控除〈基 礎控除や社会保険料控除など〉を差し引 いた後の金額)です。
- ※3 年金収入に遺族年金や障害年金は 含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の 窓口負担割合が3割の人です。
- ※5 その他の合計所得金額とは事業収 入や給与収入等から、必要経費や給与所 得控除などを差し引いた後の金額のこと です。

■窓口負担割合が2割となる人への負担を抑える配慮措置

畸10月1日~令和7年9月30日 内窓□負担割合の引き上げに伴う外 来医療の負担増加額を1カ月当たり3,000円までに抑える(入院医療 費は対象外) ※配慮措置の適用で払い戻しとなる人には、後日、事 前に登録されている口座へ高額療養費として払い戻します。 回の変更で窓口負担割合が2割となった人

詐欺に注意

書類は必ず郵送します。電話や訪問で □座情報の登録をお願いすることや、 ATMの操作をお願いすることはありま せん。

間とき

励ところ

内内容

象校区

習費用・金額 ※記載のないものは「無料」

定定量

持ち物

申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

問問い合わせ